令和２年７月農業委員会総会議事録

令和2年7月22日午後3時00分、令和2年7月農業委員会総会を弘前市役所市民防災館3階防災会議室に招集する。

出席委員 22名

1番　岩谷　裕子　委員	3番　三上　幸雄　委員	4番　佐藤　耕一　委員
5番　白濱　不二男　委員	6番　成田　繁則　委員	7番　小林　政貴　委員
8番　三上　悦治　委員	9番　平井　秀樹　委員	10番　進藤　司　委員
12番　棟方　健　委員	15番　奥元　勝義　委員	16番　髙橋　貴志　委員
17番　須藤　秀人　委員	18番　大湯　茂八郎　委員	19番　伊藤　公正　委員
20番　兜森　弘義　委員	21番　小嶋　勇成　委員	22番　藤田　善明　委員
23番　前田　優考　委員	24番　町田　高司　委員	25番　佐藤　剛郎　委員
26番　山内　知人　委員		

欠席委員　4名

2番　成田　忠光　委員	11番　石岡　千鶴子　委員	13番　木村　芳文　委員
14番　小田桐　明　委員		

出席事務局　9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地係長	澤田　明人
事務局農政係長	藤田　文明	岩木分室総括主査	浅利　敏江
事務局主査	青山　由香	事務局主事	佐藤　早織
事務局主事	佐藤　久明		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第44号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第45号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第46号　農用地利用集積計画の決定について
議案第47号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第48号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第49号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第50号　農地・非農地の判断について

報告第21号　農地法第3条の許可取消について
報告第22号　農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第23号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 14 時 54 分］

事務局次長　ただいまから令和 2 年 7 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 2 番成田忠光委員、11 番石岡千鶴子委員、13 番木村芳文委員、14 番小田桐明委員の 4 名であります。ただいまの出席者数は 22 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。1 番岩谷裕子委員、3 番三上幸雄委員、4 番佐藤耕一委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

議　　長　それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 44 号を議題といたします。議案第 44 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 44 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 24,553 ㎡、畑 7 件 21,398 ㎡、合計 11 件 45,951 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 4,855 ㎡、畑 6 件 33,108 ㎡、合計 8 件 37,963 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 7 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、木村芳文委員長、岩谷裕子委員、三上幸雄委員、それに私、棟方であります。3 条許可申請について、新規就農 2 件についての事情聴取を行いました。4 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 69 番について申し上げます。譲受人は、芸能マネジメント事業などを行う会社の代表をしております。譲受人がりんご栽培にチャレンジし、会社関係者とともにりんご産業の活性化につなげたいという思いがあり、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんご・ブルーベリー・トマトを栽培すると申しており、農作業経験は少ないものの、今後は親戚の指導の下、農業に従事していくという事であり、技術力等、特に問題はないと判断しました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 73 番および 74 番について申し上げます。譲受人である法人の代表は、これまで大豆・麦の加工会社に勤めておりました。今後は栽培の段階から農業に携わりたいという思いがあり、今回、自分で農地を取得する見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、今後は研修にも参加し、知人の指導の下、大豆・麦を栽培していくという事であり、技術力等、特に問題はないと判断

調査副委員長　しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 44 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 44 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 44 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 45 号を議題といたします。議案第 45 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　11 ページをお開き願います。議案第 45 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 898 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。13 ページをお開きください。受付番号 8 番について、報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、農地区分が第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定である「既存施設の 2 分の 1 以内の拡張」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 45 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第45号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第45号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第46号を議題といたします。議案第46号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　15ページをお開き願います。議案第46号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田8件28,619㎡、畑10件37,863㎡、合計18件66,482㎡であります。また、使用収益権関係では、田8件43,251.60㎡、畑1件3,823㎡、合計9件47,074.60㎡であり、内容は、農地中間管理事業に関するものであります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。23ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号26番から、26ページ34番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、所有者から農地中間管理機構、そして借受人へ一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。24ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号29番から26ページ34番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。26ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号34番については、利用権の再設定による農地の貸借であります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第46号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第46号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第46号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第47号を議題といたします。議案第47号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　27ページをお開き願います。議案第47号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件1,783㎡、畑1件1,564㎡、合計3件3,347㎡であります。また、使用収益権関係では、田1件2,490㎡であり、内容は、農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました4件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項第2号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買3件、賃貸借1件が整ったものであります。30ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号9番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、所有者から農地中間管理機構、そして借受人へ一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第47号の計画案について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第47号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第47号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第48号を議題といたします。議案第48号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　31ページをお開き願います。議案第48号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田8件45,733㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　今回提出されました8件につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであります。使用収益権関係、33ページ受付番号6番から、36ページ13番について申し上げます。申請地は、借受人である法人の代表が、個人で借受けていた農地を、法人が新たに借受けるものです。議案書記

調査副委員長　載のとおり、いずれも農地所有適格法人以外の法人の要件を含め農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第48号の配分計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第48号の配分計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第48号の配分計画案については、委員会報告のとおり異議ないものと決定いたします。

次に、議案第49号を議題といたします。議案第49号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　37ページをお開き願います。議案第49号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、3件27,786.44㎡、用途変更が3件8,440.28㎡、計6件36,226.72㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。39ページをお開きください。

弘前市農用地指定除外、整理番号1番については、除外後の農地区分は第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、市町村が行う土地収用法第3条に掲げる事業であることから、許可不要となるものであります。整理番号2番並びに3番については、除外後の農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。40ページ、弘前市用途変更、整理番号1番から3番までについては、変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地で、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　それでは、議案第49号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第49号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案49号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第50号を議題といたします。議案第50号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　41ページをお開き願います。議案第50号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、農地とするものが、畑1筆242㎡、非農地とするものが、田6筆2,297㎡、畑3筆495㎡、合計9筆2,792㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。43ページをお開きください。番号1番から3番の土地は、農地法の運用について、第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、番号4番から9番の土地は、第4（4）イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。番号10番の土地につきましては、草刈り等管理がされており、周辺の農地の状況及び当該農地の状況からも、今後も農地として活用できると見込まれることから、農地と考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第50号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第50号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございません

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第50号は番号1番から9番を「非農地」、10番を「農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第21号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　45ページをお開き願います。報告第21号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田1件5,752㎡であります。なお、取

事務局次長　消理由につきましては、47 ページの取消理由欄に記載のとおり、譲受人の都合となっており、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　報告第 21 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 22 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　49 ページをお開き願います。報告第 22 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 21,316 ㎡、畑 11 件 76,520 ㎡、合計 13 件 97,836 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 51 ページ及び 52 ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 22 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 23 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　53 ページをお開き願います。報告第 23 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 1 件 2,009 ㎡、畑 17 件 102,021 ㎡、合計 18 件 104,030 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、55 ページ及び 56 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 23 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 31 分］